

## JAS 認定事業者に対する請求について

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき認定した製造業者等を、同法施行規則第 46 条第 1 項第 4 号ロの認定事業者の認定等に係る公表に関する基準により以下の通り公表します。

**(1) 請求に係る認定事業者の氏名又は名称及び住所**

株式会社三崎屋醸造 新潟県長岡市滝の下町 4 番 39 号

**(2) 公表の内容**

JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第 3 号ニの基準に基づき、格付に関する業務及び格付の表示を付してのしょうゆの出荷停止を合わせて請求しました。

**(3) 請求に係る工場の名称及び所在地**

株式会社三崎屋醸造 新潟県長岡市滝の下町 4 番 39 号

**(4) 請求の年月日**

平成 30 年 4 月 26 日

**(5) 請求の理由**

平成 30 年 3 月 30 日、4 月 6 日、23 日付けで行った認定業務規程 37 条に基づく臨時調査結果に対して、認定業務規程及び関連手順書等に従い判定委員会を開催したところ、確認された違反の内容が、消費者の商品選択のための重要な指標である等級に関するものであり、違反が製造担当者によって故意に、かつ、長期間にわたり続けられてきたことから、本請求に係る措置を講ずるために相当程度の期間を要することが見込まれます。よって、措置を講ずるまでの間、格付に関する業務及び格付の表示を付してのしょうゆの出荷停止を求めました。

以上